

地域災害対策本部長・区役所連絡会の代表幹事の
互選方法について

地域災害対策本部長・区役所連絡会開催要綱第 5 条に基づき、代表幹事を互選により選任するときは、次の方法により選任する。

(選任方法)

- ① 自薦および他薦により候補者を選出する。
- ② 複数の候補者が出た場合、各本部長は候補者のうち一人に投票する。
(単記無記名式投票)
- ③ ②の投票において、過半数の票を得た候補者を代表幹事とする。
- ④ ③の投票において、過半数を得た候補者がいないときは、当該投票における上位の得票候補者 2 人について決選投票を行い、多数を得た候補者を代表幹事とする。
- ⑤ ④の決選投票において、得票数が同数の場合は、本部長間の話し合いによって決定する。
- ⑥ ①において候補者が 1 人しかいなかった場合は、当該候補者を代表幹事とする。